

令和3年度保険料の通知を7月中旬にお届けします

後期高齢者医療制度の保険料は令和2年の所得金額と世帯の状況を基に算定を行い、決定します。

被保険者(加入者)の皆さんに「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。

保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人一人にかかります。

令和3年度の保険料算出方法は次のとおりです。

保険料の算出方法(令和3年度分)		
保険料額	=	均等割額 55,687円
	+	所得割額 (総所得金額など-43万円) ×10.77%

また、世帯の所得状況に応じて、均等割額(年額55,687円)が次のとおり軽減されます。

軽減対象者の所得要件(令和3年度分)		
軽減割合	基準となる所得金額(同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額)	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円(基礎控除額) + 10万円×(給与所得者数-1)以下	16,706円
5割軽減	43万円(基礎控除額) + 28.5万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者数-1)以下	27,843円
2割軽減	43万円(基礎控除額) + 52万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者数-1)以下	44,549円

▶ 問い合わせ先 住民課 後期高齢者医療係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線117)



後期高齢者医療に関するお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合および須恵町は、7月中旬以降、8月からの被保険者証や保険料の通知などの書類をお送りします。

7月末までに書類が届かないなどがありましたら住民課にお問い合わせください。

8月からの被保険者証は紫色です

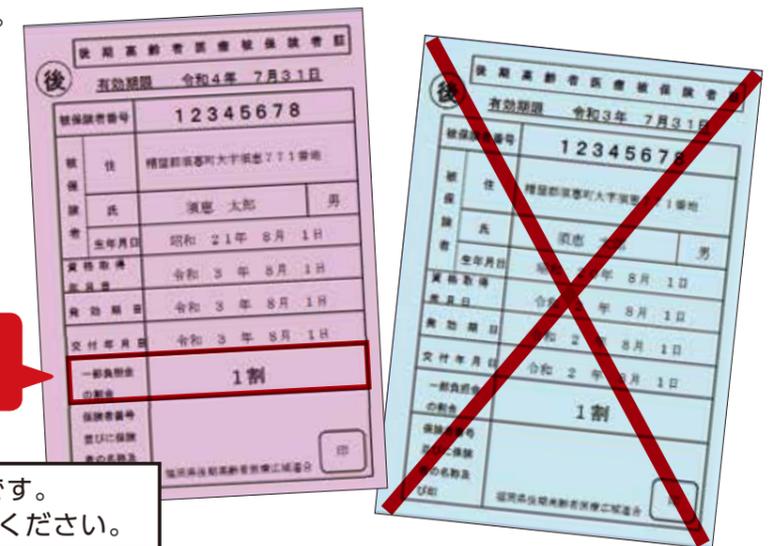
現在の被保険者証(水色)の有効期限は、令和3年7月31日(土)までです。8月1日(日)から使用できる被保険者証(紫色)を7月下旬にお送りします。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限の短い被保険者証を住民課窓口でお受け取りいただくことがあります。

- ※ 8月1日(日)以降に受診されるときは、新しい被保険者証(紫色)を医療機関の窓口にて提示してください。
- ※ 7月31日(土)までに新しい被保険者証(紫色)が届かない場合は、住民課へお問い合わせください。

自己負担割合を確認してください

8月からの保険証は紫色です。期限が切れた保険証は破棄してください。



限度額適用・標準負担額減額認定証は8月に更新です

限度額適用・標準負担額減額認定証をすでにお持ちで、令和3年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、住民課での申請手続きが必要です。

▶ 申請に必要なもの

被保険者証・マイナンバーカード(または顔写真付き公的身分証明書およびマイナンバー通知カード)・その他(非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるもの)が必要になる場合があります。)

